

# 労働委員会のあっせん制度のご案内

## ～労働争議のあっせん・個別労働関係紛争のあっせん～

労働争議のあっせんは労働組合と会社の間で、個別労働関係紛争のあっせんは個々の労働者と会社の間で、労働条件等をめぐって紛争が発生し、自主的な解決が困難なとき、当事者からの申請に応じて、紛争を平和的に解決するための仲介・援助などを行う制度です。

※ 労働争議のあっせん、個別労働関係紛争のあっせんのご利用は、いずれも**無料**です。

労働争議のあっせん申請窓口は三重県労働委員会事務局、個別労働関係紛争のあっせん申請窓口は三重県労働相談室（津市栄町1丁目891 三重県勤労者福祉会館1階 TEL:059-213-8290 または 059-224-3110）です。

### ■ 労働委員会のあっせんの方法

あっせんの開始とともに、あっせん員が指名されます。あっせん員には、労働者側、使用者側及び第三者の性格を持つ公益側から各1名、計3名が任命されます。

あっせん員が公平・中立な立場で当事者双方の言い分を聞き、解決のために適切な助言を行い、双方の歩み寄りを図り、その結果、双方の意向が一致することで解決が図られます。



### ■ 労働争議のあっせん事例

A会社の従業員により新たに結成されたB労働組合から、A会社に団体交渉を申し入れたものの応じてもらえないとして、あっせん申請がありました。

公労使（公益側、労働者側、使用者側）3名のあっせん員が双方の意見をよく聞いて、助言を交えながら説得したところ、会社側から、団体交渉には応じるが、併せて団体交渉のルールづくりをしたいとの要望がありました。そこで、調整の結果、数回のあっせんを経て双方が歩み寄り、団体交渉のルール（日時、場所、時間、出席者など）を定めたうえで、団体交渉を行うことに合意し、本件は解決しました。

### ■ 個別労働関係紛争のあっせん事例

X社に勤めるYさんは、突然解雇を言い渡されましたが、解雇理由に心当たりがなく、納得できなかったことから、慰謝料、解雇予告手当等を求めてあっせん申請しました。

あっせん開始時には、双方の主張に大きな隔たりがありましたが、あっせん員がそれぞれの主張をよく聞き、譲歩を促したところ、双方が歩み寄り、X社がYさんに解決金を支払うことで合意し、本件は解決しました。